⑹　［略］
⑺　低下させる方法コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
⑻　［略］
⑼　変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。
⑽　製造番号の欄は、注19の⑸によること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

26　25の欄は、次によること。
⑴　基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。
⑵　高さの欄は、注20の⑵によること。
⑶　利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。
27　26の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値をそれぞれ記載すること。
28　27の欄は、空中線の別に、次により記載すること。
［⑴～⑶　略］
29　28の欄は、無線局種別等コード表に掲げる装置がある場合に限り、該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。
30　29の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。
31　30の欄は、添付図面として、無線設備系統図を添付し、□にレ印を付けること。ただし、単一の送信機及び空中線を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線、周波数等の関連付けが明らかな場合は添付を要しない。また、無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線の接続系統を記載すること。
32　31の欄は、注23に準じて記載すること。
33　第15条の３第１項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。
34　工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
35　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。
36　無線局事項書及び工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。
37　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

⑸　［同左］
⑹　低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

⑺　［同左］
⑻　変調方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
⑼　製造番号の欄の記載は、注22の⑷によること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。
30　29の欄は、次によること。
⑴　基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コード（26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限る。）の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

⑵　高さの欄は、注23の⑵によること。
⑶　利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis（絶対利得）で記載すること。
31　30の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値をそれぞれ記載すること。
32　31の欄は、空中線の別に、次により記載すること。
［⑴～⑶　同左］
33　32の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。
34　33の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。
35　34の欄は、添付図面として、無線設備系統図を添付することとし、□にレ印を付けること。ただし、単一の送信機及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び周波数等の関連付けが明らかな場合は添付を要しない。無線設備系統図は、送信機、受信機及び空中線系の接続系統を記載すること。
36　35の欄は、26の欄の記載要領に準じて記載すること。
37　第15条の３第１項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。
38　工事設計の変更又は無線設備の変更工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
39　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
40　事項書及び工事設計書（添付図面を除く。）の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。
41　第２条第３項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。